

- 日出町の全ての町立幼稚園では、預かり保育を実施しています。
- 仕事や用事により園児の降園時間に保護者が在宅していない場合など、引き続いて幼稚園での保育を受けることができます。

利用対象者

- 保護者が①か②に該当する町立幼稚園の園児

① **保育要件**に該当する場合

② 冠婚葬祭などの**用事**がある場合

※**保育要件**とは、次のいずれかの理由により、保育が困難である場合のことです。

No.	保育要件	利用期限	確認書類
①	就労（ひと月に64時間以上）	退職日月末	就労証明書
②	妊娠・出産（産前産後8週）	産後8週後月末	母子手帳
③	疾病、負傷などにより療養中	療養終了日月末	医師の診断書
④	常時親族の介護・看護をしている	療養・介護終了日月末	看護・介護申立書、診断書
⑤	求職活動中	90日間（3か月）	就労誓約書
⑥	その他（就学や災害復旧など）	活動終了日月末	在学証明書等

※園児の体調によっては預かり保育を利用できない場合があります。事前に幼稚園にご相談ください。

利用時間

通常の保育
終了後から

午後 6 時 まで

（春・夏・冬休み 午前 8 時～午後 6 時）

※春・夏・冬休みは、給食が実施されないので、お弁当を持参してください。

預かり保育料

無償（0 円）

※無償となるのは、保護者が**保育要件に該当**し、施設等利用給付認定（新 2 号）を受けた場合です。

※保育要件に該当しない場合も 1 日**500 円**で利用できます。

利用期間

4 月 1 日～翌年**3 月 31 日**

入園式前・卒園式後も利用できます。

次の日は、預かり保育はお休みです。

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日
- ・お盆休み（8月13日～15日）
- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- ・行事などのため幼稚園が臨時休業する日

預かり保育については、
日出町ホームページも
ご覧ください。



利用の手続き

入園申込の際、**預かり保育利用届出書**
を**幼稚園に提出**してください。

保護者が**保育要件に該当**するときは、次の書類を提出し、施設等利用給付認定（新 2 号）を受けてください。預かり保育料が**無償**となります。

- ① **子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書**
- ② **保育要件の確認書類**（就労証明書等）

※年度途中から利用するときは、**利用開始月の前月 20 日**までに申請してください。